

令和6年度 第1回 美瑛町地域自立支援協議会議案

と き 令和6年8月7日 午後6時00分～

ところ 美瑛町役場1階第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 会長・副会長の互選について

(2) 令和6年度美瑛町地域自立支援協議会の活動予定について

・第8回スポーツ交流会について【資料1】

(3) 第3次美瑛町障がい者福祉計画に係るアンケート調査結果について【資料2】

(4) 条例（素案）について【資料3】

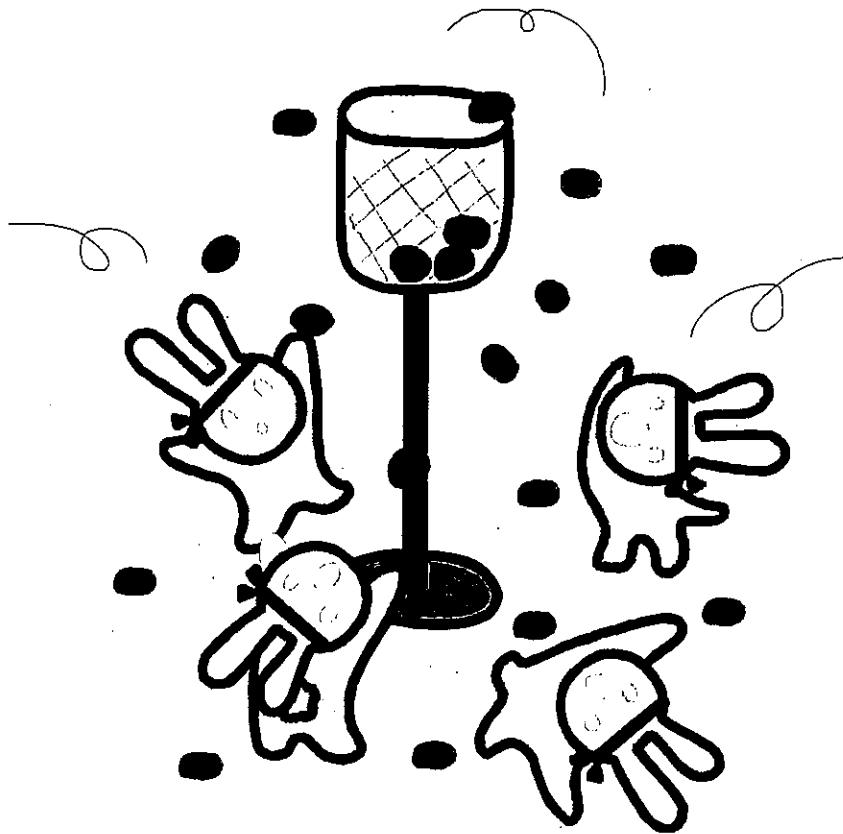
(5) その他

・協議会内の情報共有の方法について【資料4（当日配布）】

3 閉 会

**【案】**

# 第8回スポーツ交流会



と き 令和6年12月6日（金）

ところ 美瑛町スポーツセンター

主 催 美瑛町地域自立支援協議会

# 交 流 会 日 程

日 程	時 間
1. 受 付	13時00分
2. 開会式	13時30分
① 開会宣言	
② 挨拶 美瑛町地域自立支援協議会 副会長 ○○ ○○	
③ 祝 辞 美瑛町社会福祉協議会 会長 古村 祐一 様	
④ がんばる宣言（チーム代表による意気込み報告）各4チーム代表	
⑤ 準備運動（ラジオ体操）各事業所から1名ずつ	
3. 競技開始	13時50分
4. 閉会式	15時30分 終了予定
① 発 表 美瑛町地域自立支援協議会 会長 ○○ ○○	
② 閉会宣言	

# ルール説明書（種目 1：輪投げ）

## 【必要道具】

輪投げセット 2つ（社会係、どんぐり保育園）、メジャー、ラインテープ  
※輪投げセットは持っていく前に組み立てる。

## 【準備】

距離を測り(1.75メートル)、投輪ラインと台設置ラインにラインテープを張る(2セット)。

## 【競技説明】

- 1 試合目 赤と紫 次に入れ替えて紫と赤
- 2 試合目 青と緑 次に入れ替えて緑と青

2 チーム、全員が順番に 1 回ずつ投輪します。

終わりましたら、台を変えて、また 1 チームずつ順番に 1 回ずつ投輪します。

計 2 回の投輪の際の入った点数の合計で勝敗を決めます。

# ルール説明書（種目 2：フロアカーリング）

## 【必要道具】

フロアカーリングセット 2 セット（町民センター）、メジャー、ラインテープ

## 【準備】

ラインテープによるコート設営を行う。

## 【競技説明】

1 試合につき各チーム 4 名で行ってもらい、4 回戦します。

予め床面にラインテープで的を作っておく。（10 点の枠と 5 点の枠）

先行チームがフロッカーを送球します。

その後、後攻チームがフロッカーを送球します。

交互に送球し合い、最後に枠内に残ったフロッカーのみが得点となります。

2 回戦目は先行と後攻を入れ替えます。

お互いに 4 投終了した得点で点数を計算し、まだ投げていない人に交代

# ルール説明書（種目3：ポッチャ）

## 【必要道具】

ポッチャセット2つ（町民センター）

## 【準備】

ラインテープによるコート設営を行う。

## 【競技説明】

1チーム最大6人。2チームずつ対戦。

6回戦行い、合計得点の高いチームが勝利。

2チーム、全員が順番に1回ずつ投球します。

先攻の初めの人ジャックボールを投げてから、自身の持ち球を投げます。

その後、ジャックボールに近づけるように両チーム交互に投球を行います。

ジャックボールにもっとも近いボールを投げたチームにのみ得点（10点）が入ります。

相手チームのジャックボールにもっとも近いボールよりも、ジャックボールに近いボール1個につき10点が加算され、

両チームのボールがジャックボールから同距離となった場合は両チームに10点。

# ルール説明書（種目4：玉入れ）

## 【必要道具】

玉入れセット2つ（町民センター）、ストップウォッチ1つ  
※競技用の玉入れを一番低くして行う。

## 【準備】

籠の高さ、入口の直径は、全て同じとする。

## 【競技説明】

開始と同時に、それぞれ一斉に籠に玉を入れます。

最初に玉を持ってはいけません。

40秒間に玉を多く入れた数で順位を競います。

入った個数＝点数

## 美瑛町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果

338通 / 771通 (43.84%)

問. 1 お答えいただくのは、どなたですか。(〇は1つだけ)

	回答数	%
1. 本人	197	58.28%
2. 本人の家族	79	23.37%
3. 家族以外の介助者(施設職員等を含む)	23	6.80%
無記入	39	11.54%

## ○ 性別・年齢・ご家族などについて

問. 2 あなたの年齢をお答えください。(令和6年4月1日現在)

	回答数	%
1. 17歳以下	15	4.44%
2. 18～29歳	19	5.62%
3. 30～39歳	15	4.44%
4. 40～49歳	33	9.76%
5. 50～59歳	30	8.88%
6. 60～64歳	27	7.99%
7. 65～74歳	60	17.75%
8. 75歳以上	135	39.94%
無記入	4	1.18%

## ◆内容

年齢別では、75歳以上の方からの回答が約40%である。  
回答者のうち9割以上が、身体障害者手帳所持者である。

問. 3 あなたの性別をお答えください。(〇は1つだけ)

	回答数	%
1. 男性	164	48.52%
2. 女性	172	50.89%
無記入	2	0.59%

問. 4 あなたがお住まいの地域はどこですか。(〇は1つだけ)

	回答数	%
1. 市街地	213	63.02%
2. 市街地以外	71	21.01%
3. 町内の施設等	18	5.33%
4. 町外の施設等	30	8.88%
無記入	6	1.78%

## ◆内容

市街地以外に住んでいる方(21%)のうち、75歳以上の方が約4割を占めている。

問. 5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 父母・祖父母・兄弟	77	22.78%
2. 配偶者(夫または妻)	130	38.46%
3. 子ども	83	24.56%
4. その他	9	2.66%
5. いない(一人で暮らしている)	90	26.63%
無記入	5	1.48%

◆内容

26%の方が一人で生活しており、そのうち75歳を超える方が32人いる。将来の望んでいる生活は、大半が「今のまま生活したい」との回答であり、数名が「家族と一緒に生活したい」と回答している。

※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5。」

問. 6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。  
(①から⑩それぞれに○を1つ)

	回答数			無記入
	自立	一部介助	全部介助	
① 食事	279	32	13	14
② トイレ	276	30	19	13
③ 入浴	243	54	29	12
④ 衣服の着脱	272	38	15	13
⑤ 身だしなみ	257	45	20	16
⑥ 家の中の移動	283	22	19	14
⑦ 外出	193	90	38	17
⑧ 家族以外の人との意思疎通	243	60	16	19
⑨ お金の管理	211	52	60	15
⑩ 薬の管理	222	44	56	16

◆内容

回答いただいた方のうち、約23%が介助が必要な状況である。内訳としては、「外出」の介助が最も多く、次いで「家族以外の人との意思疎通」、「入浴」、「お金の管理」となっている。

問. 7 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 父母・祖父母・兄弟	34	10.06%
2. 配偶者(夫または妻)	40	11.83%
3. 子ども	41	12.13%
4. ホームヘルパーや施設の職員	65	19.23%
5. その他の人(ボランティア等)	13	3.85%
無記入	145	42.90%

◆内容

約30%の方は家族が介助してくれているが、約20%の方はホームヘルパーや施設の職員による支援を受けており、その方々のうち7割以上が一人暮らしである。

問. 8 あなたを介助してくれる家族で、中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢(令和6年4月1日現在)

	回答数	%
1. 17歳以下	0	0.00%
2. 18～29歳	1	0.30%
3. 30～39歳	9	2.66%
4. 40～49歳	14	4.14%
5. 50～59歳	23	6.80%
6. 60～64歳	15	4.44%
7. 65～74歳	38	11.24%
8. 75歳以上	38	11.24%
無記入	200	59.17%

②性別(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 男性	56	16.57%
2. 女性	88	26.04%
無記入	194	57.40%

③健康状態(○は1つだけ)

	回答数	%
1. よい	46	13.61%
2. ふつう	81	23.96%
3. よくない	22	6.51%
無記入	189	55.92%

## ○ 障害の状況について

問. 9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 1級	68	20.12%
2. 2級	30	8.88%
3. 3級	36	10.65%
4. 4級	61	18.05%
5. 5級	15	4.44%
6. 6級	17	5.03%
7. 持っていない	77	22.78%
無記入	34	10.06%

### ◆内容

手帳交付人数541名のうち、227名の手帳所持者から回答があった。  
手帳交付状況は、1・2級の重度障害者が198名(37%)で、75歳以上は約50%である。

問. 10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 視覚障害	11	3.25%
2. 聴覚障害	18	5.33%
3. 盲ろう(視覚障害と聴覚障害の重複)	0	0.00%
4. 音声・言語・そしゃく機能障害	3	0.89%
5. 肢体不自由(上肢)	24	7.10%
6. 肢体不自由(下肢)	91	26.92%
7. 肢体不自由(体幹)	17	5.03%
8. 内部障害(1～7以外)	64	18.93%

問. 11 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. A判定	25	7.40%
2. B判定	57	16.86%
3. 持っていない	218	64.50%
無記入	38	11.24%

◆内容

手帳交付人数183名のうち、82名の手帳所持者から回答があった。また、35名が本人からの回答である。

問. 12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 1級	4	1.18%
2. 2級	18	5.33%
3. 3級	11	3.25%
4. 持っていない	270	79.88%
無記入	35	10.36%

◆内容

手帳交付人数75名のうち、33名の手帳所持者から回答があった。また、21名が本人からの回答である。

特定疾患の認定を受けている22名は、全員身体障害者手帳を所持している方からの回答であった。

問. 13 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
1. ある	22	6.51%	2. ない	286	84.62%	無記入	30	8.88%

問. 14 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
1. ある	41	12.13%	2. ない	264	78.11%	無記入	33	9.76%

問. 15 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
1. ある	22	6.51%	2. ない	275	81.36%	無記入	41	12.13%

問. 16 その関連する障がいをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 視覚障害	3	0.89%
2. 聴覚障害	5	1.48%
3. 音声・言語・そしゃく機能障害	10	2.96%
4. 肢体不自由(上肢)	15	4.44%
5. 肢体不自由(下肢)	27	7.99%
6. 肢体不自由(体幹)	8	2.37%
7. 内部障害(1~6以外)	5	1.48%

問. 17 あなたは強度行動障害があると言われたことはありますか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. ある	5	1.48%
2. ない	296	87.57%
無記入	37	10.95%

◆内容

5名の方が、強度行動障害により特別に配慮された支援が必要であり、医師や療育機関等から指摘されたことがあるとの回答であった。

問. 18 あなたが現在受けている医療の内容をご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 気管切開	1	0.30%
2. 人工呼吸器(レスピレーター)	1	0.30%
3. 吸入	7	2.07%
4. 喀痰吸引	3	0.89%
5. 胃ろう栄養・腸ろう栄養	3	0.89%
6. 鼻腔栄養	0	0.00%
7. 中心静脈栄養(IVH)	0	0.00%
8. 透析	10	2.96%
9. 留置カテーテル	2	0.59%
10. ストマ(人工肛門・人工膀胱)	16	4.73%
11. 服薬(内服薬・外用薬)	186	55.03%
12. その他	33	9.76%
無記入	103	30.47%

◆内容

回答のあった方の約80%は、「服薬」を受けていると回答があった。「服薬」に次いで、「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」、「透析」となっている。

【その他】

・心臓ペースメーカーの埋め込み。等

## ○ 住まいや暮らしについて

問. 19 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 一人で暮らしている	43	12.72%
2. 家族と暮らしている	231	68.34%
3. グループホームで暮らしている	15	4.44%
4. 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている	37	10.95%
5. 病院に入院している	4	1.18%
6. その他	1	0.30%
無記入	7	2.07%

◆内容

「病院に入院している」の方のうち、3名は家族の方や介助者からの回答である。また、「家族と暮らしている」と回答のあった方の大半が将来も今のままの生活を望んでいる。

問. 20 あなたは将来、どのような生活をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 今のまま生活したい	97	28.70%
2. グループホームなどを利用したい	6	1.78%
3. 家族と一緒に生活したい	29	8.58%
4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい	1	0.30%
5. その他	4	1.18%
無記入	201	59.47%

◆内容

回答のあった方のほとんどが「今のまま生活したい」と思っている。しかし、「グループホームなどを利用したい」と回答している方もいることから、グループホーム等の生活拠点が必要である。

【その他】

- ・自宅兼会社を立て、そこにプライベート空間を作りたい。等

問. 21 地域で安心して生活する上でどのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること	71	21.01%
2. 障がい者に適した住居の確保	65	19.23%
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること	87	25.74%
4. 生活訓練等の充実	31	9.17%
5. 経済的な負担の軽減	96	28.40%
6. 相談対応の充実	61	18.05%
7. 地域住民の理解	41	12.13%
8. 情報の取得利用や意思疎通についての支援	44	13.02%
9. その他	16	4.73%

◆内容

「経済的な負担の軽減」が回答では多いが、必要な在宅サービスや在宅医療ケアの回答も多いことから、地域で生活していくうえで、今以上の在宅に係る支援が求められている。

【その他】

- ・道路の点字ブロックの普及。
- ・公共機関や事業所への移動手段(介護ハイヤー、送迎バスなど)。等

## ○ 日中活動や就労について

問. 22 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

(※職場や学校への通勤・通学及び通院を含む)

	回答数	%
1. 毎日外出する	99	29.29%
2. 1週間に数回外出する	130	38.46%
3. めったに外出しない	73	21.60%
4. まったく外出しない	10	2.96%
無記入	26	7.69%

◆内容

「めったに外出しない」と回答した方の目的は、「医療機関への受診」、「買い物に行く」が大半の理由となっており、余暇活動のための外出があまりできていない状況であることがわかる。また、「まったく外出しない」と回答した方の大半が、施設入所者である。

問. 23 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 父母・祖父母・兄弟	36	10.65%
2. 配偶者(夫または妻)	63	18.64%
3. 子ども	31	9.17%
4. ホームヘルパーや施設の職員	58	17.16%
5. その他の人	4	1.18%
6. 一人で外出する	123	36.39%
無記入	23	6.80%

問. 24 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 通勤・通学・通所	92	27.22%
2. 訓練やリハビリに行く	34	10.06%
3. 医療機関への受診	212	62.72%
4. 買い物に行く	221	65.38%
5. 友人・知人に会う	62	18.34%
6. 趣味やスポーツをする	48	14.20%
7. グループ活動に参加する	30	8.88%
8. 散歩に行く	91	26.92%
9. その他	15	4.44%

◆内容

「通勤・通学・通所」の割合が少なくなっているのは、回答者全体として高齢者が多いことが考えられる。また、「医療機関への受診」、「買い物に行く」という回答が多いことから、全体的に余暇活動のための外出があまりできていない状況であることがわかる。

【その他】

・デイサービス、理容院。等

問. 25 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 公共交通機関が少ない(ない)	64	18.93%
2. 列車やバスの乗り降りが困難	53	15.68%
3. 道路や駅に階段や段差が多い	66	19.53%
4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	29	8.58%
5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	42	12.43%
6. 介助者が確保できない	29	8.58%
7. 外出にお金がかかる	61	18.05%
8. 周囲の目が気になる	29	8.58%
9. 発作など突然の身体の変化が心配	31	9.17%
10. 困った時にどうすればいいのか心配	45	13.31%
11. その他	11	3.25%

【その他】

- ・トイレが心配。トイレを探す回数が多い。
- ・雨天時の通勤。等

問. 26 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	62	18.34%
2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	2	0.59%
3. 専業主婦(主夫)をしている	28	8.28%
4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A・B型、生活介護も含む)	53	15.68%
5. 病院などのデイケアに通っている	7	2.07%
6. リハビリテーションを受けている	11	3.25%
7. 自宅で過ごしている	122	36.09%
8. 入所している施設や病院等で過ごしている	30	8.88%
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0	0.00%
10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている	2	0.59%
11. 一般の高校、小中学校に通っている	11	3.25%
12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている	0	0.00%
13. その他	6	1.78%

【その他】

- ・復職に向けて活動している。
- ・家族の介護をしている。

問. 27 どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	11	3.25%
2. 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある	4	1.18%
3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	21	6.21%
4. 自営業、農林水産業など	27	7.99%
5. その他	5	1.48%
無記入	270	79.88%

◆内容

高齢者からの回答が多く、  
現在勤務していない方が  
大半であるため、低い回  
答結果となった。

問. 28 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思えますか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 仕事をしたい	68	20.12%
2. 仕事はしたくない、できない	79	23.37%
無記入	191	56.51%

◆内容

「仕事をしたい」と回答し、「職業訓練を受けたい」  
と思っている方が20名いることから、より一層の  
就労支援サービスの周知等が必要である。

問. 29 将来、収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. すでに職業訓練を受けている	12	3.55%
2. 職業訓練を受けたい	31	9.17%
3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	115	34.02%
無記入	180	53.25%

問. 30 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 通勤手段の確保	73	21.60%
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	45	13.31%
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	73	21.60%
4. 在宅勤務の拡充	45	13.31%
5. 職場の上司や同僚に障がいの理解があること	93	27.51%
6. 職場で介助や援助等が受けられること	54	15.98%
7. 就職後のフォローなど職場と支援機関の連携	64	18.93%
8. 企業ニーズに合った就労訓練	34	10.06%
9. 仕事についての職場外での相談対応、支援	53	15.68%
10. その他	10	2.96%

【その他】

- ・障がい者雇用の拡大、雇用先の職員の理解を深める(研修等)。
- ・障がい者の受け入れを行っている企業、施設側の研修会が必要。
- ・勤務先での主な施設や食堂の場所などがどこにあるのか知りたいです。等

## ○ 相談相手について

問. 31 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 家族や親せき	221	65.38%
2. 友人・知人	82	24.26%
3. 近所の人	17	5.03%
4. 職場の上司や同僚	18	5.33%
5. 施設の支援員など	63	18.64%
6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人	34	10.06%
7. 障害者団体や家族会	4	1.18%
8. かかりつけの医師や看護師	69	20.41%

9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	26	7.69%
10. 民生委員・児童委員	6	1.78%
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	0	0.00%
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	7	2.07%
13. 行政機関の相談窓口	24	7.10%
14. その他	14	4.14%

【その他】

・相談する人がいない。誰にも相談しない。等

問. 32 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。  
(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	104	30.77%
2. 行政機関の広報誌	67	19.82%
3. インターネット	46	13.61%
4. 家族や親せき、友人・知人	118	34.91%
5. サービス事業所の人や施設職員	79	23.37%
6. 障害者団体や家族会(団体の機関誌など)	4	1.18%
7. かかりつけの医師や看護師	57	16.86%
8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	46	13.61%
9. 民生委員・児童委員	5	1.48%
10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3	0.89%
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	1	0.30%
12. 行政機関の相談窓口	29	8.58%
13. その他	7	2.07%

【その他】

- ・相談する場所がわからない。
- ・受けられるサービス等を積極的に教えて欲しい。

◆内容

障がいや福祉サービスに関する情報を、様々な手法により周知を行っていく必要がある。

## ○ 権利擁護について

問. 33 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. ある	42	12.43%
2. 少しある	45	13.31%
3. ない	200	59.17%
無記入	51	15.09%

◆内容

回答のあった方のうち、約30%が差別や嫌な思いをするところがあると結果であった。障害者差別解消法の改正により、合理的配慮の提供が義務づけられたことも踏まえ、障害を理由に差別等を受けないよう周知啓発を図っていく必要がある。

問. 34 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

	回答数	%
1. 学校・仕事場	28	8.28%
2. 仕事を探すとき	18	5.33%
3. 外出先	33	9.76%
4. 余暇を楽しむとき	17	5.03%
5. 病院などの医療機関	14	4.14%
6. 住んでいる地域	24	7.10%
7. その他	7	2.07%

【その他】

- ・資格取得のとき。
- ・生活介護のとき。
- ・行政の方にはもっと親身になって欲しい。等

問. 35 障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から合理的配慮の提供が行政機関だけではなく、一般企業やお店などの事業者にも義務づけられたことはご存じですか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 知っている	38	11.24%
2. 知らない	212	62.72%
無記入	88	26.04%

◆内容

広報等でも周知を行っているところであるが、大半の方が知らないという回答であった。今後の障がい福祉に関する情報発信の方法について、検討する必要がある。

問. 36 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. 名前も内容も知っている	74	21.89%
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	118	34.91%
3. 名前も内容も知らない	90	26.63%
無記入	56	16.57%

## ○ 災害時の避難等について

問. 37 あなたは、洪水や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

	回答数	%
1. できる	112	33.14%
2. できない	129	38.17%
3. わからない	70	20.71%
無記入	27	7.99%

◆内容

約40%の方が災害時に一人では避難できないと回答があったが、大半が家族と暮らしている方や施設に入所している方である。災害時に、必要な情報を迅速に伝えることが重要である。

問. 38 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(〇は1つだけ)

	回答数	%
1. いる	96	28.40%
2. いない	88	26.04%
3. わからない	109	32.25%
無記入	45	13.31%

問. 39 洪水や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに〇)

	回答数	%
1. 投薬や治療が受けられない	161	47.63%
2. 補装具の使用が困難になる	30	8.88%
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	43	12.72%
4. 救助を求めることができない	63	18.64%
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない	146	43.20%
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	77	22.78%
7. 周囲とコミュニケーションがとれない	63	18.64%
8. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	151	44.67%
9. その他	11	3.25%
10. 特にない	51	15.09%

◆内容

「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで迅速に避難することができない」「避難場所の設備や生活環境が不安」の回答が多かった。  
災害時には、普段の生活から大きく状況が変化するため、適切な医療が受けられるのか、避難場所での設備や生活はどうか等に不安がある結果となった。

【その他】

- ・飲食のみ摂取、体調不安定になりやすい、受診時に車椅子使用。
- ・家の周りで電波が無いところが多い。
- ・ペットがいるので、ペット連れの避難が難しい。等

## (素案)

美瑛町障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進  
及び手話言語を普及する条例

全ての人は、自分の生活に関わるさまざまな人と交流し、多様な関係をつくる中で、自分らしい豊かな生活を送る権利を有しています。しかし、現実には、多くの障害者がコミュニケーション手段の選択の機会及び情報格差による社会参加を制限され、自分に与えられた権利ですら行使することが困難な状態におかれています。

中でも、音声による情報取得及び意思疎通が中心となっている現在において、ろう者は、自己の生活を営むために手話を第一言語として、大切に育んできました。しかしながら、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は、言語として位置づけられたものの、ろう者が生活を営むために必要不可欠な言語であること及びろう者と手話が共に歩んできた歴史に対する理解が深まっているとは言い難い状況です。

このような状況を踏まえ、美瑛町においては、手話の理解及び手話言語の普及を図るとともに、手話のほか、点字、音訳、要約筆記、拡大文字、平易な又は具体的な表現等あらゆる障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段が障害者にとって必要不可欠であるという認識に基づき、障害に対する理解を深め、全ての町民が、平等でお互いの存在価値を認め、多様な個性を尊重し、人に優しく安心して暮らせる美瑛町を目指し、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進並びに手話の理解及び手話言語の普及についての基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害のある人もない人も分け隔てられることなく互いを理解し合い、個性を尊重し合いながら、自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与することを目的とします。

## (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るとおりとします。

- (1) 障害者 身体、知的、精神（発達障害を含む）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (2) ろう者 コミュニケーションの手段として、主に手話を用いる聴覚に障害がある者をいいます。
- (3) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。
- (4) コミュニケーション手段 手話、点字、音訳、要約筆記、弱視手話、触手話、指点字、指文字、筆記、手書き文字、拡大文字、口文字、重度障害者用意思伝達装置、絵図等の表示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現その他日常生活又は社会生活において障害者がその障害の特性に応じて使用する意思疎通の手段をいいます。
- (5) 事業者 町内に事業所又は事務所を有する個人、法人及びその他団体（国及び地方公共団体を除く。）をいいます。
- (6) 合理的配慮 障害者が日常生活及び社会生活において、障害がない者と同等の権利を行使することを確保するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいいます。
- (7) コミュニケーション支援者 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助員その他障害者の意思疎通の支援等を行う者をいいます。

（基本理念）

第3条 障害者が情報を取得し、コミュニケーション手段を選択して利用する機会の確保は、障害のある人とない人が互いの違いを理解し、その個性と人格を尊重し合うことを基本として行わなければなりません。

2 障害者が、コミュニケーション手段を利用する権利は、最大限尊重されなければなりません。

3 手話の理解及び手話言語の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的な所産であり、かつ、ろう者が心豊かな日常生活及び社会生活を営むために

受け継いできたものであるとの認識をもって行わなければなりません。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、コミュニケーション手段の利用並びに手話の理解及び手話言語の普及に関する施策を推進するものとします。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、コミュニケーション手段による意思疎通が行われるよう合理的配慮を提供しなければなりません。

(施策の推進)

第7条 町は、第4条に規定する責務を果たすため、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。この場合において、町は、障害者、コミュニケーション支援者並びにその他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければなりません。

- (1) コミュニケーション手段の利用の促進のための施策
- (2) コミュニケーション手段を利用するに当たり必要な環境の整備に関する施策
- (3) 手話の理解及び手話言語の普及のための施策
- (4) コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(財政上の措置)

第8条 町は、前条に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

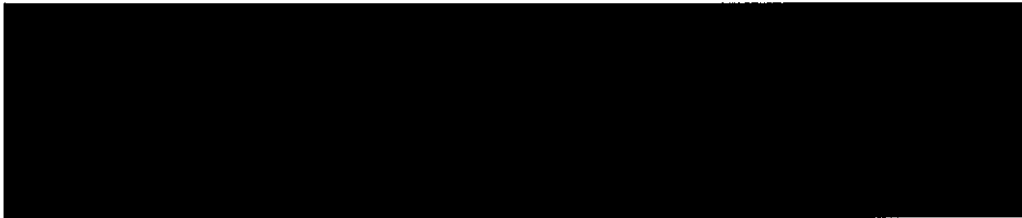


## ○協議会内の情報共有の方法について

### 1. 情報共有について

以下の方法により共有したいファイル（データ）をアップロードする。  
アップロードしたファイル等は、事務局・委員が閲覧可能。

①次のURLを入力、またはQRコードを入力。



②パスワード  を入力。

③開いたページのアップロードから共有したいファイル等を選択。

閲覧のみの場合は、アップロードされているファイルをダウンロードし、該当するファイル等を開く。

### 2. 留意事項について

- ・アップロードするファイル等は、障がい福祉に関するものに限ります。
- ・ファイル名は、「【●●（委員名）】 ○○○○」とします。
- ・共有された情報は、原則、協議会の事務局・委員内となりますが、協議会以外に共有しても問題ないファイル等には、ファイル名の後ろに「（協議会外に共有可）」と記載ください。
- ・共有された情報の閲覧については、強制ではありません。興味のある内容のみ閲覧することや、仕事等で忙しく閲覧できないといった場合でも構いません。
- ・共有された情報に対して意見を求めるものではありません。
- ・ファイルがアップロードされた場合に、特に通知等はありません。
- ・チャット機能はありません。
- ・システム上、180日間でアップロードしたファイル等が削除されます。試験的に運用する形となりますので、今後運用方法が変更となる場合があります。